

(略)	(略)	(略)	(略)
第一項の表第三号の上欄に掲げる船舶	第一項の表第三号の下欄	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日から三十九月を経過する日までの間	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日の後の二回目又は三回目のいずれかの検査基準日の前後三月以内
(略)	(略)	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日の後の二回目又は三回目のいずれかの検査基準日の前後三月以内
(略)	(略)	時期を繰り上げて受けた第一種中間検査に合格した日から起算して三十九月を経過する日	時期を繰り上げて受けた第一種中間検査(有害水バラスト排出防止設備等に係るものに限る。)に合格した日から起算して三月を経過した日の後の二回目又は三回目のいずれかの検査基準日の前後三月以内
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附則

この省令は、平成二十九年十一月三十日から施行する。

○国土交通省令第七十号

国土利用計画法施行令(昭和四十九年政令第三百八十七号)第十七条の二第一項第五号の規定に基づき、国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月三十日

国土交通大臣 石井 啓一

国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令

国土利用計画法施行規則(昭和四十九年総理府令第七十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

(確認)

第二十一条 令第十七条の二第一項第三号から第五号までの規定による確認を受けようとする者は、次の事項(令第十七条の二第一項第三号又は第四号の土地に関する権利の移転又は設定の対価として予定している価額について同項第三号又は第四号の規定による確認を受けようとする者にあつては、第三号、第八号及び第九号に掲げる事項を除く。)を記載した別記様式第四による申請書を都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第二十六条において「指定都市」という。)においては、その長に提出しなければならない。一七七(略)

改正前

(確認)

第二十一条 令第十七条の二第一項第三号から第五号までの規定による確認を受けようとする者は、次の事項(令第十七条の二第一項第三号又は第四号の土地に関する権利の移転又は設定の対価として予定している価額について同項第三号又は第四号の規定による確認を受けようとする者にあつては、第三号、第八号及び第九号に掲げる事項を除く。)を記載した別記様式第四による申請書を都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第二十六条において「指定都市」という。)においては、その長に提出しなければならない。一七七(略)

八 事業契約の当事者である事業法第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者、同条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者、同条第九項に規定する特例事業者又は同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者（以下単に「事業者」という。）以外の者が申請者である場合にあつては、事業者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

九 事業契約に係る事業法第二条第二項に規定する不動産取引の内容、事業契約の契約期間及び次に掲げる事業契約の当事者である事業者の区分に応じそれぞれ次に掲げる番号

- イ 事業法第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者 事業法第三条第一項の規定による許可の許可番号（事業法第六十七条第一項に規定する特定信託会社にあつては同条第三項の規定による届出の受理番号、不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）第十七条第一項に規定する特別金融機関等にあつては同条第三項の規定による届出の受理番号）
- ロ 事業法第二条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者 事業法第四十一条第一項の規定による登録の登録番号
- ハ 事業法第二条第九項に規定する特例事業者 事業法第五十八条第二項の規定による届出の受理番号
- ニ 事業法第二条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者 事業法第五十九条第二項の規定による届出の受理番号

附則  
この省令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十六号）の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

**告 示**

○財務省告示第三百二十四号  
個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買い消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。  
平成二十九年十一月三十日  
財務大臣 麻生 太郎  
（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第五十四回	二千二十三万円	二千二十二万九千四百八十八円
"	第五十五回	一億九千九百六十万円	一億九千九百五十二万四千九百九十二円
"	第五十六回	一億二千二百四十五万円	一億二千二百四十万五千二百十四円
"	第五十七回	一億五百二十万円	一億五百十五万八千九百六十六円
"	第五十八回	三千六百二十万円	三千六百十八万五千五百八十六円

八 事業契約の当事者である事業法第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者又は同条第七項に規定する特例事業者（以下単に「事業者」という。）以外の者が申請者である場合にあつては、事業者の名称、住所及び代表者の氏名

九 事業者の許可番号（事業法第二条第七項に規定する特例事業者にあつては、事業法第四十条の二第二項の規定による届出の受理番号、事業法第四十六条第一項に規定する特定信託会社等にあつては、同条第三項の規定による届出の受理番号）、事業契約に係る同法第二条第二項に規定する不動産取引の内容及び事業契約の契約期間

- イ 事業法第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者 事業法第三条第一項の規定による許可の許可番号（事業法第六十七条第一項に規定する特定信託会社にあつては同条第三項の規定による届出の受理番号、不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）第十七条第一項に規定する特別金融機関等にあつては同条第三項の規定による届出の受理番号）
- ロ 事業法第二条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者 事業法第四十一条第一項の規定による登録の登録番号
- ハ 事業法第二条第九項に規定する特例事業者 事業法第五十八条第二項の規定による届出の受理番号
- ニ 事業法第二条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者 事業法第五十九条第二項の規定による届出の受理番号

"	第五十九回	一億二千二百二十万円	一億二千一百五十七万二千一百八十八円
"	第六十回	七千四百七十万円	七千四百六十七万二千五百五十四円
"	第六十一回	五千八百八十一万円	五千八百七十八万六千五百八十二円
"	第六十二回	八千二百万円	八千九百九十六万七千三百三十八円
"	第六十三回	五千七百三十万円	五千七百二十七万七千七百八十円
"	第六十四回	一億千八百五十万円	一億千八百五十五万五千八百五十二円
"	第六十五回	一億四千四百二十六万円	一億四千四百二十一万四千四百八十四円
"	第六十六回	七百五十万円	七百四十九万七千四百四十四円
"	第六十七回	六千三百二十六万円	六千三百二十三万四千八百六十六円
"	第六十八回	九千二百二十万円	九千九百九十八万三千三百四十六円